

確定拠出年金等における年金記録の 適正な整備等について

平成19年11月
厚生労働省

確定拠出年金及び確定給付企業年金について、関係者に対し、年金記録の適正な管理等のため、次のような指導（通知）を行った。

確定拠出年金

1 事業主及び国民年金基金連合会の通知等の徹底（速やかに実施）

事業主は、記録関連運営管理機関に対し、企業型確定拠出年金の加入者の氏名及び住所変更等に関する通知を行うこととされており、その徹底を図る。

また、個人型確定拠出年金の加入者等は、国民年金基金連合会に対し、氏名及び住所変更等に関する届出を行うとともに、届出を受けた国民年金基金連合会は、記録関連運営管理機関に対し、届出事項に関する通知を行うこととされており、これらの徹底を図る。

さらに、記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会は、改めてその備える年金記録の適正な管理を行う。

2 個人別管理資産額等の通知の徹底（速やかに実施）

記録関連運営管理機関は、加入者等に対し、少なくとも毎年1回は資産額等に関する通知を行うこととされており、その徹底を図る。

また、記録関連運営管理機関は、住所不明者について、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により住所の把握に努める。

3 退職者に対する事業主の説明の徹底（速やかに実施）

事業主は、企業型確定拠出年金の資格喪失者（退職者）に対し、資産の移換に関する説明を行うこととされており、その徹底を図るとともに、運営管理機関は、事業主と協力して、企業型確定拠出年金の資格喪失者（退職者）に対する資産の移換手続の周知に努める。

4 資産の移換手続を行っていない者に対する正規の手続の勧奨（速やかに実施）

国民年金基金連合会は、資産の移換手続を行っていない者に対し、正規の手続の勧奨に努める。

また、国民年金基金連合会は、住所不明者について、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により住所の把握に努める。

5 裁定請求の手続の周知（速やかに実施）

記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会は、受給可能な年齢に達する加入者等に対し、裁定請求の手続の周知に努める。

また、記録関連運営管理機関及び国民年金基金連合会は、住所不明者について、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により住所の把握に努める。

確定給付企業年金

1 事業主の届出等の徹底（速やかに実施）

企業年金基金に対する加入者の資格に関する事業主の届出の徹底を図るとともに、事業主等は、改めてその備える年金記録の適正な管理を行う。

※ 事業主等とは、規約型企業年金を実施する事業主及び企業年金基金のことである。

2 定期的な年金記録等の提供（平成20年度実施）

各事業主等の実情に応じ、定期的に、事業主等から加入者に対し、年金記録等に関する情報提供を行うよう努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。

3 裁定請求の勧奨（速やかに実施）

定期的に、事業主等から加入者に対し裁定請求書を送付するなど裁定請求の勧奨に努める。

また、住所不明者については、住民票の写しの交付を求めるなどの方法により、住所の把握に努める。